

令和6年（2024年）12月6日

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部

感染症対策局感染症対策課医療体制担当課長
地 域 医 療 推 進 局 医 務 薬 務 課 長
福 祉 局 地 域 福 祉 課 法 人 運 営 担 当 課 長
福 祉 局 障 が い 者 保 健 福 祉 課 長
福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長
子 ども 政 策 局 子 ども 家 庭 支 援 課 長

今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について
本道の保健医療福祉行政、とりわけ、感染症対策の推進に日頃から多大なる御理解、御協力をいた
だき深く感謝申し上げます。

さて、今般、冬の感染拡大に備えた医療提供体制の整備のため、別添のとおり厚生労働省から通知
がなされたところです。

このため、この冬に感染が拡大した場合でも、医療の逼迫を招くことなく、医療の必要な方が安心
して医療を受けられるよう、この冬の実施等について、道医師会等の医療関係団体に確認した内容も
踏まえ、道内における対応について次のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

記

1 新型コロナの医療提供体制に関する基本的な考え方

- 新型コロナについては、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、新型コ
ロナの医療提供体制については、本年3月末までを移行期間として、入院措置を原則とした行政の
関与を前提とする限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の
対応に移行してきたところです。
- 令和6年第48週（11/25～12/1）の時点では、道内の感染状況は定点あたり7.64となってお
り、全国平均2.42を上回っている状況であるものの、今後起こりうる感染拡大にも対応できる
よう、外来・入院医療体制の確認等に取り組みます。

2 外来医療体制

（1）基本的考え方

- 今後起こりうる感染拡大に備え、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応できる
よう、道のホームページにおいて、診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準を満たし
ている医療機関のリストを公表しています。なお、感染の拡大により診療が困難な場合には、診療
可能な医療機関への受診を適切に勧奨してください。
- 薬局においては、引き続き、地域において経口抗ウイルス薬等の必要な医薬品が適切に提供される
体制の確認が重要です。なお、道のホームページでは、経口抗ウイルス薬提供薬局のリストを公表
しています。

（２）受診相談体制の強化・注意喚起等

- 北海道のホームページに公表している電話等による相談体制（国の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等）について、改めて周知を行います。

※ 北海道ウェブサイト「北海道の新型コロナウイルス感染症に関する健康相談について」参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/tiikisienn1.html>

- 更なる感染拡大が想定される場合、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を用意すること等を住民に呼びかけるとともに、有症状者のうち重症化リスクの低い方に対し、抗原定性検査キットによる自己検査及び自宅療養するよう、必要に応じて周知を行います。
- 感染拡大の局面においては、医療機関等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めるため受診すること（とりわけ救急外来を利用すること）は、外来ひっ迫の一因となることから、これらを目的とした受診は控えていただくよう、必要に応じて周知を行います。

３ 入院医療体制

（１）基本的考え方

- 今後起こりうる感染拡大に備え、各地域において、機能に応じて各医療機関であらためて新型コロナ患者の受入体制を御確認ください。

（２）地域における医療機関間の役割分担の確認・明確化

- これまでの新型コロナの対応を通じて構築された医療機関間での連携体制、ノウハウについては、感染拡大局面においても重要であり、救急搬送増加への対応にも資することから、地域での実情等を踏まえつつ、医療関係者、消防関係者等との間で医療機関間の役割分担を改めて御確認ください。また、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を御活用ください。

（３）院内感染対策の徹底

- 「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 10.1 版」の活用について、御活用ください。

※「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 10.1 版」（P.59～64）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

４ 地域住民等に対する基本的な感染対策の再周知

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防には、換気、手洗い・手指消毒などの基本的な感染対策が有効です。特に、高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まるため、通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防としてマスクの着用が効果的です。帰省等で高齢の方と会う場合や大人数で集まる場合は、感染予防を心掛け体調を整えるようにすることがポイントとなります。

こうした冬の感染対策のポイントについては、北海道が作成する周知資料をホームページ（※１）に掲載するほか、厚生労働省のホームページ（※２）や SNS などのツールを活用しながら、周知を行います。

※１ 北海道ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について」参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/covid-19.html>

※２ 厚生労働省ウェブサイト「基本的な感染症対策」参照

5 高齢者施設等における対応

- 高齢者施設等においては、今後起こりうる感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制について、引き続き確保されるよう周知を行います。
- また、「高齢者施設等感染対策向上加算」を取得するなど、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保の更なる推進について周知を行います。
- 医療機関におかれては、高齢者施設等が早期に協力医療機関との連携体制を構築できるよう、高齢者施設等から協力医療機関としての連携の求めがあった場合には、可能な限り協議に応じていただくようお願いします。

6 障害者施設等における対応

- 障害者施設等においては、今後起こりうる感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制について、引き続き確保されるよう周知を行います。
- また、「障害者支援施設等感染対策向上加算」を取得するなど、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保の更なる推進について施設等に周知を行います。
- 医療機関におかれては、障害者施設等が早期に協力医療機関との連携体制を構築できるよう、障害者施設等から協力医療機関としての連携の求めがあった場合には、可能な限り協議に応じていただくようお願いします。

7 検査

- 道においては、検査機関等と連携を密にしながら、ゲノムサーベイランスを引き続き実施します。

8 医薬品

- 道においては、次のことについて周知を行います。
 - ・ 医療機関及び薬局が、感染症対症療法薬等について、過剰な発注を控え、当面の必要量に見合う量のみの購入をすること。
 - ・ 薬局が、処方された感染症対症療法薬等について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をすること。
 - ・ 卸売販売業者及び薬局が、感染症対症療法薬等について、需給状況を踏まえて適切な在庫を確保する等、必要な措置を講じ、卸売販売業者が営業所単位でも適切な在庫を確保するなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えること。
 - ・ 医療機関及び薬局が、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮すること。

9 抗原定性検査キット

- 道においては、次のことについて周知を行います。
 - ・ 医療機関や薬局が、一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注すること。

- ・発注に当たっては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注を控えること。
- ・供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮すること。

10 新型コロナワクチンの定期接種の実施時期

- 定期接種を受けることを希望される方が、令和7年1月以降も確実に接種できるよう、市町村と連携し、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とする等、十分な対応を行います。

11 感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算に係る経過措置の終了

- 本年3月31日において現に感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関においては、本年12月31日までの間に限り、感染症法に基づく医療措置協定の第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うものに限る）に係る施設基準に該当するものとみなすことが可能とされているところですが、期限とされている12月31日が迫っていることから、北海道厚生局への届出について、御留意願います。
- なお、道においては医療措置協定における協定締結医療機関の公表を以下のURLで行っておりますので、届出の御参考としてください。
道URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kyotei.html>
- また、当該加算の届出に係る医療措置協定（第一種協定締結医療機関又は第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うものに限る））の締結及び変更の申し出については、感染症対策課医療体制係又は所管する保健所にて随時受け付けております。

12 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改修

- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）については、国で改修を予定しており、今後、取扱いについて通知される予定となっておりますので、その際に別途お知らせいたします。
- 添付資料

令和6年11月26日付け厚労省医政局地域医療計画課他連名事務連絡

「今冬の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」

感染症対策課感染症係	011-204-5253
医療体制係	011-206-0146
予防接種係	011-206-0359
医務薬務課医務係	011-204-5265
地域福祉課法人運営係	011-204-5268
障がい者保健福祉課事業指導係	011-204-5075
高齢者保健福祉課事業運営係	011-204-5935
子ども家庭支援課障がい児支援係	011-206-8269